

商品先物等における 建玉の取扱い等に関する 事務処理要領

<2023年6月版>

2023年6月28日 適用 Ver.1.2



株式会社 大阪取引所

『商品先物等における建玉の取扱い等に関する事務処理要領』

変更履歴			
版数	変更日付	ページ	変更内容（概要）
初版	2020.6.3		初版制定
Ver1.1	2021.8	P5	Ⅲ. 建玉数量の報告方法
Ver1.2	2023.6	P4 P6(別紙1)	Ⅱ. 大口建玉報告の概要 (3) 報告対象及び報告基準数量 Ⅳ. 建玉数量の制限

目次

I. はじめに	3
II. 大口建玉報告の概要.....	3
III. 建玉数量の報告方法.....	5
IV. 建玉数量の制限.....	6
V. 建玉数量の制限の特例措置.....	6
VI. ヘッジ玉の取扱い.....	7
VII. 受渡予定玉の報告.....	10
VIII. その他取扱い.....	11

<別紙> (別紙 2 以降が必要な場合は、問合せ先までご連絡ください)

別紙 1_建玉制限数量 (自己・委託)

別紙 2_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-参加者)

別紙 3_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-参加者)

別紙 4_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-取次者等-参加者)

別紙 5_建玉数量の制限の特例措置に係る申請書

別紙 6_ヘッジ玉承認申請書

別紙 7_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (取引参加者用)

別紙 8_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (取引参加者用/英語版)

別紙 9_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (特例委託者用)

別紙 10_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (特例委託者用/英語版)

内 容	備 考						
<p>I. はじめに</p> <p>本事務処理要領は、株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）における建玉報告等について、以下に掲げる対象者の事務手続きを取りまとめたものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引参加者（以下「参加者」という。） 2. 取次者、外国証券業者又は外国商品先物取引業者（以下「取次者等」という）のうち建玉数量の制限の特例措置の適用を受けた者（以下「特例委託者」という。） <p>II. 大口建玉報告の概要</p> <p>参加者及び特例委託者は、OSEの商品先物等の対象商品の各限月取引において、同一の顧客の委託に基づく売建玉又は買建玉が報告数量以上となっている場合は、取引日ごとにその内容を OSE に報告しなければなりません。</p> <p>(1) 報告者及び報告方法</p> <table border="1" data-bbox="280 1301 1002 1458"> <thead> <tr> <th>報告者</th> <th>報告方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者</td> <td>Target</td> </tr> <tr> <td>特例委託者</td> <td>メール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準日（報告対象となる建玉） 毎営業日（日中立会終了時点の各委託者の建玉数量）</p> <p>(3) 報告対象及び報告基準数量</p> <p>参加者及び特例委託者は、委託者の建玉が以下の報告基準数量を超えた場合に報告が必要です。</p> <p>なお、一部の限月において建玉数量が報告基準数量に該当する場合であっても、それぞれ全限月の建玉数量をご報告下さい。</p>	報告者	報告方法	参加者	Target	特例委託者	メール	<p>建玉数量の制限の特例措置についてはV. 建玉数量の制限の特例措置をご覧ください。</p> <p>売建玉、買建玉のどちらか一方のみが報告基準数量を超えた場合であっても、全限月の売り買い両方の建玉数量の報告が必要です。</p>
報告者	報告方法						
参加者	Target						
特例委託者	メール						

報告者	適用される報告基準	
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の参加者からの委託又は特例委託者からの委託の建玉 ✓ 基準（A） ● その他の顧客からの委託の建玉 ✓ 基準（B） 	参加者の自己の建玉は基準（B）と同様の報告基準数量が適用されますが、OSE で建玉数量を把握可能なため報告不要です。
特例委託者	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者からの委託又は他の特例委託者からの委託の建玉 ✓ 基準（A） ● その他の顧客からの委託の建玉 ✓ 基準（B） 	

✓ 基準（A）他の参加者又は特例委託者からの委託

対象商品	1限月の建玉
金標準	1枚以上
銀	1枚以上
白金標準	1枚以上
パラジウム	1枚以上
RSS3	1枚以上
TSR20	1枚以上
とうもろこし	1枚以上
一般大豆	1枚以上
小豆	1枚以上

※特例委託者の建玉については、当該特例委託者の自己の計算による建玉とその他主体（最終顧客）の計算による建玉を別々にご報告下さい。

✓ 基準（B）その他の顧客からの委託

対象商品	1限月の建玉
金標準	100枚を超える場合
銀	30枚を超える場合
白金標準	20枚を超える場合
パラジウム	3枚を超える場合
RSS3	50枚を超える場合
TSR20	50枚を超える場合
とうもろこし	50枚を超える場合
一般大豆	50枚を超える場合
小豆	20枚を超える場合

Ⅲ. 建玉数量の報告方法

(1) 参加者による報告 (Target)

参加者による大口建玉報告は、原則、Target にてご報告ください。

- ①参加者はメインメニュー「書類を提出する」タブをクリックする。
- ②当該書類を選択する。
- ③「提出」ボタンをクリックし、必要事項を入力した上で「確認」ボタンをクリックする。
- ④確認・プレビュー画面で入力した内容を確認し、「登録」ボタンをクリックする。
- ⑤完了画面に提出完了の旨の文言が表示されたら、提出完了となる。

(1-1) 報告時限

原則、取引日の翌営業日の 13 時まで

OSE にて、報告状況の確認を行います。以下の場合、OSE より連絡させていただくことがあります。

- ① 報告時限までに報告ファイルの提出がない場合
- ② 報告ファイルがファイル作成規約と異なる形式で作成されている場合
- ③ その他、OSE が必要と認める場合

(2) 特例委託者による報告 (メール)

特例委託者による大口建玉報告は、原則、特例委託者から直接 OSE へメールにてご報告ください。

① 宛先

「建玉報告データ CSV ファイル作成規約 特例委託者用」に基づき CSV ファイルを作成し、ose_report@jpx.co.jp 宛に送付してください。

② 報告時限

原則、取引日の翌々営業日の 13 時まで

(3) TOCOM に対する建玉報告

TOCOM 商品について建玉報告を行う場合は、参加者、特例委託者ともに、OSE 商品の建玉報告と合わせて 1 つの CSV ファイルに

Target への詳細な提出方法については、「JPX サイト(取引参加者用) マニュアル」をご覧ください。

OSE・TOCOM 商品を一括して提出報告してください。

して上記のとおり報告ください。

IV. 建玉数量の制限

参加者の自己の計算による建玉数量及び、一の委託者の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき次に掲げる制限を設けます。

(1) 参加者の自己の計算による建玉数量の制限基準

別紙1別表1を参照ください。

(2) 委託者の建玉数量の制限基準

別紙1別表2を参照ください。

特例委託者以外の委託者のうち、OSE が別に定める投資家については、当業者、投資信託等及びマーケットメイカーに適用する建玉数量の制限を適用します。

大阪取引所 市場管理部 取引管理室

メールアドレス：ose_report@jpx.co.jp

電話：050-3361-1660

なお、参加者は、一の委託者の建玉数量が、OSE が定める建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えていると OSE が認めた場合には、可及的速やかに当該建玉数量以内に縮減させなければなりません。

V. 建玉数量の制限の特例措置

(1) 建玉数量の制限の特例措置の概要

取次者等は、OSE への申請により適当と認められたときは、当該取次者等取引の委託の取次ぎを委託した者の建玉数量に対して上述IV.(2)委託者の建玉数量の制限基準を適用することができます。

限月現金決済先物取引、限日現金決済先物取引及び商品先物オプション取引については原則として制限を設けません。

なお、特例委託者は、本事務処理要領Ⅲ. 建玉数量の報告方法に記載のとおり、建玉の報告を行わなければなりません。

(2) 建玉数量の制限の特例措置の申請

特例措置の適用を受けようとする取次者等は、その取引の形態に応じ、別紙 2～4 のいずれかの誓約書を参加者を通じ OSE にご提出ください。

申請者の取引の形態	誓約書
特例措置の申請者が直接参加者に委託することにより取引を行う場合	別紙 2_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-参加者)
特例措置の申請者が取次者等を通じて参加者に委託することにより取引を行う場合	別紙 3_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-参加者)
特例措置の申請者が異なる 2 社の取次者等を通じて参加者に委託することにより取引を行う場合	別紙 4_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-取次者等-参加者)

参加者は、別紙 5 の申請書に、特例委託者からの誓約書を添付し OSE へ提出してください。

なお、誓約書の記載内容に変更が生じた又は特例措置の適用が不要となった等の場合は、速やかにその旨を OSE にご報告ください。

大阪取引所 市場管理部 取引管理室
 メールアドレス：ose_report@jpx.co.jp
 電話：050-3361-1660

VI. ヘッジ玉の取扱い

(1) ヘッジ玉の取扱いの概要

下表に掲げるヘッジ玉の利用可能対象者は、現物商品等の取引等によって生じる価格変動リスクを回避又は軽減することを目的として、OSE の市場において保有する建玉（以下「ヘッジ玉」という。）について、OSE の承認を受けた場合に限り上記Ⅳ. (2)の建

玉数量の制限を超えて保有することができます。

- (2) ヘッジ玉の利用可能対象者及び対象とする現物商品等の取引等
ヘッジ玉の利用可能対象者及び対象とする現物商品等の取引等
は以下のとおりとします。

金、銀、白金又はパラジウム

ヘッジ玉の 利用可能対 象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当業者 ・商品現物型 ETF の組成に係る取引を行う業者 ・マーケットメイカーとして OSE が認めた者 ・その他 OSE が適当と認める者
対象とする 現物商品等 の取引等	<ul style="list-style-type: none"> ・同一現物商品の保有 ・同一現物商品の売買取引 ・同一現物商品の先渡取引 ・価値の変動が本質的に関連している商品の保有又は売買取引等 ・商品現物型 ETF に係る取引 ・限月現金決済先物取引 ・限日現金決済先物取引 ・その他 OSE が適当と認める取引等

当業者とは、OSE が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいいます。

ゴム (RSS3 号)、ゴム (TSR20 番)、とうもろこし、一般大豆又は小豆

ヘッジ玉の 利用可能対 象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当業者 ・その他 OSE が適当と認める者
対象とする 現物商品等 の取引等	<ul style="list-style-type: none"> ・同一現物商品の保有 ・同一現物商品の売買取引 ・同一現物商品の先渡取引 ・価値の変動が本質的に関連している商品の保有又は売買取引等 ・その他 OSE が適当と認める取引等

- (3) ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限
ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限は、下表に定める数量を限度

ヘッジ玉の対象とする現物商品等の取引等を履行又は

とします。但し、OSEが必要と認めたときはこの限りではありません。

対象商品	ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限
金標準	なし
銀	なし
白金標準	なし
パラジウム	建玉の制限数量の2倍を限度
RSS3	建玉の制限数量の2倍を限度
TSR20	建玉の制限数量の2倍を限度
とうもろこし	なし
一般大豆	なし
小豆	なし

なお、ヘッジ玉の承認を受けた者は、当該ヘッジ玉が既存限月の繰越によって表の建玉数量を超えることとなった場合、当該超過玉について、可及的速やかに処分しなければなりません。

(4) ヘッジ玉の申請等

別紙6のヘッジ玉承認申請書に現物商品の在庫証明または売買契約書等の写しを添付してTargetまたはメールにてOSEにご提出ください。

なお、ヘッジ玉の承認を受けた者は、ヘッジ玉承認申請書に記載のあるヘッジ期限より前にヘッジ玉の対象とする現物商品等の取引等を履行又は解消した場合は、速やかにヘッジ玉を縮減のうえ、OSEにご連絡ください。

宛先：株式会社大阪取引所 市場管理部 取引管理室

メール：ose_report@jpx.co.jp

(5) ヘッジ玉の受渡し

ヘッジ玉の承認を受けた者は、当該ヘッジ玉について受渡しを行うことができます。ただし、とうもろこし、一般大豆及び小豆は建玉数量の制限を超える受渡しを行うことはできません。また、OSEは、市場の状況等を勘案し必要と認めたときは、当該ヘッジ玉の受渡しの全部又は一部を制限することがあります。

(6) ヘッジ玉の申請に係る調査及び資料の提出要求

解消したときは、速やかにヘッジ玉を縮減しなければなりません。

郵送での提出はご相談ください。

OSE は、必要と認めるときは、ヘッジ玉の申請を行った参加者に対して、当該ヘッジ玉の申請内容について説明を求めると、及び当該ヘッジ玉に係る書類その他資料の提出を求めることがあります。

Ⅶ. 受渡予定玉の報告

(1) 受渡予定玉の報告対象等

OSE は、受渡予定玉の報告対象となる先物・オプション取引、報告基準日及び報告時限について、毎月 **Target** に通知を行います。参加者は、通知に記載された対象取引について、通知に記載された報告タイミングで報告を行わなければなりません。

なお、建玉がなし (0) であっても、報告は必要です。

(2) 受渡予定玉の報告方法 (TOCOM-CUBE による報告)

トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉メニュー」から「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面にて予定玉の報告が可能です。

- ① トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉」を選択すると、「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面に遷移します。
- ② 検索条件を入力し、「検索する」を押下します。
- ③新規の場合は「追加」を押下し、既に登録済みの場合は・更新を行いたいレコードを選択します。
- ④建玉/予定玉/受渡玉検索」画面にて「予定玉登録」を選択し、必要事項を入力します。入力方法は個別方式と CSV 方式があります。

(3) 報告状況の確認方法 (TOCOM-CUBE)

- ①トップメニュー画面で各商品の+建玉/予定玉/受渡玉」を選択すると、「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面に遷移します。
- ②検索条件を入力し、「検索する」を押下します。

OSE にて、TOCOM-CUBE を通じて報告状況の確認を行います。以下の場合、OSE より連絡させていただくことがあります。

- ① 報告時限までに報告ファイルの提出がない場合
- ② OSE が定める様式と異なる形式で作成されている場合

報告対象商品において、当月限に建玉が生じることがなく、かつ受渡しを取扱わない場合は、申請により予定玉報告を免除することが可能です。

TOCOM-CUBEへの詳細なアップロード方法、報告状況の確認については、「TOCOM-CUBE操作マニュアル」をご覧ください。

③ その他、OSE が必要と認める場合

VIII. その他取扱い

(1) 建玉報告の名寄せ

OSE は、委託者の計算において、次に掲げる建玉は、同一人が行ったものとみなし、同一人の建玉として取扱います。

イ. 別口座、仮名等によって行われた建玉

ロ. 直接又は間接に支配する者によって行われた建玉

ハ. 2人以上の明示又は暗黙の了解のもとで行われた建玉

(2) 顧客（名寄せ後）の建玉数量が超過していた場合

OSE は、委託者の建玉数量が建玉の制限数量を超え若しくは超えていると認めた場合、参加者にその旨を通知します。参加者は当該限度を超える建玉を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとします。

顧客が特例委託者である場合、参加者を通じて、又は直接、顧客にその旨を通知する場合があります。

(3) 既存限月の繰越によって建玉数量を超えた場合

参加者は、委託者の建玉数量が既存限月の繰越しによって建玉数量の制限数量を超えることとなった場合、当該超過玉について、第3営業日の日中立会終了時までには処分しなければなりません。この場合において、当該委託者は、当該建玉数量以内に縮減するまで全限月について新規の建玉をすることができません。

(4) TOCOM-CUBE を通じた受渡予定玉の報告ができない場合

参加者は、TOCOM-CUBE の障害等により、TOCOM-CUBE を通じた受渡予定玉の報告ができない場合は、報告用の CSV ファイルを以下のメールアドレス宛に送付のうえ電話連絡してください。

メールの件名は報告ファイル名と同じです。

メール：ose_derivative@jpx.co.jp

電話：050-3361-1660

件名：受渡予定玉報告

(5) 「TOCOM-CUBE 操作マニュアル（取引参加者用）—大口建玉・カ

『商品先物等における建玉の取扱い等に関する事務処理要領』

<p>「カテゴリ別報告・受渡予定玉報告業務用一」の取扱いについて 大口建玉・カテゴリ別報告の報告方法等の変更により受渡予定 玉報告業務を除き削除します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	
--	--

別表 1 参加者の自己の建玉数量の制限に関する表

売建玉又は買建玉のそれぞれにつき、毎月第 1 営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。

取引対象商品	第 1 限月		第 2 限月	第 3 限月	第 4 限月	第 5 限月	第 6 限月	全限月合計
	取引最終日 の属する月	左記以外の月						
金標準	10,000 枚		-	-	-	-	-	30,000 枚
銀	1,000 枚		-	-	-	-	-	10,000 枚
白金標準	600 枚	700 枚	1,200 枚	-	-	-	-	10,000 枚
パラジウム	75 枚	100 枚	200 枚	-	-	-	-	1,500 枚
RSS (注 1、2)	400 枚		600 枚	-	-	-	-	10,000 枚
TSR (注 2)	1,000 枚		2,000 枚	-	-	-	-	10,000 枚
一般大豆	400 枚	800 枚	2,000 枚	4,000 枚	4,000 枚	4,000 枚	4,000 枚	-
小豆	50 枚		100 枚	200 枚	600 枚	1,000 枚	1,000 枚	-
とうもろこし	600 枚	1,200 枚	3,000 枚	6,000 枚	6,000 枚	6,000 枚	6,000 枚	-

(注) 1 市場の状況等を勘案し必要と認めたとき (JPX ウェブサイトにて公表している「ゴム (RSS) 市場指定倉庫等級別在庫明細」における RSS3 号の総数量に対する占有率が 1 社 (グループ※) において 50% を超えた場合であって、OSE の RSS 価格に影響を及ぼしている等 OSE が必要と認めた場合をいう。) は、現受けし、現に手持ちしている数量を当月限、翌月限又は各限月合計の買建玉に加算する。

※事務処理要領 VIII. その他取扱い (1) 建玉報告の名寄せに定める取扱いを指す。

(注) 2 J-GATE3.0 (2021 年 9 月 21 日) より 12 限月制。

別表2 委託者の建玉数量の制限に関する表

売建玉又は買建玉のそれぞれにつき、毎月第1営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。

取引対象商品	対象者	第1限月		第2限月	第3限月	第4限月	第5限月	第6限月	全限月合計
		取引最終日の 属する月	左記以外の月						
金標準	一般委託者等（注1）	-	-	-	-	-	-	-	5,000枚
	特定委託者（注2）	-	-	-	-	-	-	-	10,000枚
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	10,000枚	-	-	-	-	-	-	30,000枚
銀	一般委託者等（注1）	500枚	-	-	-	-	-	-	2,000枚
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	1,000枚	-	-	-	-	-	-	10,000枚
白金標準	一般委託者等（注1）	100枚	150枚	200枚	-	-	-	-	3,500枚
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	600枚	700枚	1,200枚	-	-	-	-	10,000枚
パラジウム	一般委託者等（注1）	10枚	20枚	40枚	-	-	-	-	400枚
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	75枚	100枚	200枚	-	-	-	-	1,500枚
ゴム（RSS3号） （注6、7）	一般委託者等（注1）	300枚	-	600枚	-	-	-	-	10,000枚
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	400枚	-	600枚	-	-	-	-	10,000枚
ゴム（TSR20番） （注7）	一般委託者等（注1）	500枚	-	1,000枚	-	-	-	-	10,000枚
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	1,000枚	-	2,000枚	-	-	-	-	10,000枚
一般大豆	一般委託者等（注1）	400枚	800枚	2,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	-
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	400枚	800枚	2,000枚	4,000枚	8,000枚	8,000枚	8,000枚	-
小豆	一般委託者等（注1）	20枚	-	50枚	150枚	300枚	500枚	500枚	-
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	50枚	-	100枚	200枚	600枚	1,000枚	1,000枚	-
とうもろこし	一般委託者等（注2）	600枚	1,200枚	3,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	-
	当業者（注3）、投資信託等（注4）、マーケットメイカー（注5）	600枚	1,200枚	3,000枚	6,000枚	12,000枚	12,000枚	12,000枚	-

- (注) 1 一般委託者等とは、特定委託者、当業者、投資信託等及びマーケットメイカー以外の者をいう。
- 2 特定委託者とは、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第25項に規定する特定委託者（同法第197条の5及び法第197条の6の規定により特定委託者とみなされる者を含む。）をいう。
- 3 当業者とは、取引所が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいう。
- 4 投資信託等とは、次に掲げるもの（（1）から（4）については、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）第3条第9号に規定する商品又は同第10号に規定する商品投資取引に係る権利を特定資産とするものに限る。）をいう。
- （1） 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第2条第3項に規定する投資信託
 - （2） 投信法第2条第12項に規定する投資法人
 - （3） 投信法第2条第24項に規定する外国投資信託
 - （4） 投信法第2条第25項に規定する外国投資法人
 - （5） 次に掲げる取引について商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第1項に規定する商品投資による運用を行う者
 - a 同法第2条第5項に掲げる商品投資契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
 - b 信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
 - （6） 信託法（平成18年法律第108号）第185条に規定する受益証券発行信託に組み入れる証券の裏付けとなる商品先物取引を当該証券の発行者の相手方となって行う者
 - （7） （1）から（6）に準じたものとして取引所が認めたもの。
- 5 マーケットメイカーについては、取引所が認めたものに限る。
- 6 市場の状況等を勘案し必要と認めたとき（JPX ウェブサイトにて公表している「ゴム（RSS）市場指定倉庫等級別在庫明細」におけるRSS3号の総数量に対する占有率が1社（グループ※）において50%を超えた場合であって、OSEのRSS価格に影響を及ぼしている等OSEが必要と認めた場合をいう。）は、現受けし、現に手持ちしている数量を当月限、翌月限又は各限月合計の買建玉に加算する。
- ※事務処理要領 Ⅷ. その他取扱い (1) 建玉報告の名寄せに定める取扱いを指す。
- 7 J-GATE3.0（2021年9月21日）より12限月制。